

清和台自治会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、清和台自治会（以下 本会という）が保有する個人情報の適正な取扱いと事業の円滑な運営を図るため、個人情報を保護することを目的とします。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努めます。

(周知)

第3条 本会は、個人情報取扱の方法を、総会資料・広報紙・回覧・ホームページなどで、本会員（以下「会員」という）に周知します。

(管理責任者)

第4条 本会における個人情報の管理責任者は、自治会長とします。

(取扱責任者)

第5条 本会における個人情報の取扱責任者は、総務担当副会長とします。

(取扱者)

第6条 管理責任者と取扱責任者は、本会の理事・事務員などに個人情報の取扱を委託することができるものとします。

(秘密保持義務)

第7条 本会で 個人情報に接する管理責任者・取扱責任者および取扱を委任されたものは、職務上知ることができた個人情報を第11条等必要な場合を除き他人に知らせ、又は不当な目的に使用することを禁止します。さらに、その職を退いた後も、同様とします。

(個人情報の取得)

第8条 本会は、「自治会入会届」などを、本会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。

3 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。

4 本会が配付する自治会名簿に記載する個人情報は、氏名、住所、性別、電話番号などで会員が同意する事項とします。

(利用)

第9条 本会が保有する個人情報、各号に掲げる活動等に際して利用します。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成及び自治会の区画（ブロック）図の作成
- (3) 本会が主催・共催する各種行事など運営に必要な時
- (4) 災害等の緊急時における支援活動
- (5) 災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

(管理)

第10条 取得した個人情報は、会長又は会長が指定する役員・事務員が保管するものとし、適正に管理します。

- 2 本会で不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。
- 3 会員や役員などに配布された会員名簿・各種名簿などは、配布を受けた個々の会員などが適正に管理・廃棄するものとします。

(提供)

第11条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く）に提供しません。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて、同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所を除く）に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 取扱者は、第三者（県・市役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際して法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存します。

(開示)

第 14 条 会員は、第 8 条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができます。

2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第 28 条第 2 項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第 15 条 会員は、第 8 条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができます。

2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿などは、訂正などについて会員に連絡することをもってこれに替えることができます。

(同意の取消し)

第 16 条 会員は、第 8 条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消す事ができます。

2 前条の申し出があった場合、個人情報管理者はただちに該当する個人情報廃棄、又は削除を行います。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える事ができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

第 17 条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第 18 条 本会における、開示請求及び苦情相談窓口は、第 2 自治会館事務局とします。

(附則) この規則は、平成 31 年 4 月 21 日から施行します。